平成２３年（フ）第２１９４号
福岡市東区和白丘３丁目15番67号
債務者　日高　吉輝
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１９５号
福岡市東区和白丘３丁目15番67号
債務者　日高理沙恵（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２０８号
福岡市東区千早２丁目５番15―102号
債務者　伊豆本明美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２１１号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目８番17―301号
債務者　田川美佐恵
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２２７号
福岡市早良区田村１丁目２番74―１号
債務者　中村　直子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２３９号
福岡県春日市昇町７丁目56番地森山ハイツ607号
債務者　橋本　憲政
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４５号
福岡県太宰府市坂本３丁目７番25号パークサイド都府楼館Ⅰ203号
債務者　森川　瑞恵（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５９号
福岡市城南区神松寺３丁目８番６号
債務者　百武　輝芳
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６１号
福岡市南区曰佐５丁目12番10号
債務者　渡辺　洋美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６２号
福岡市早良区野芥４丁目45―28
債務者　松井絵里沙（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６３号
福岡市中央区白金１丁目13番７―301号
債務者　井上　尚之
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７２号
福岡県太宰府市五条２丁目２番32―301号
債務者　ユウキプロダクションこと　平林　佑樹
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７８号
福岡市南区皿山４丁目１番10号
債務者　武智　　潔
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８４号
福岡市南区井尻２丁目９番41号
債務者　馬場　　悟
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８６号
福岡市東区原田４丁目30番12―603号
債務者　安武　優子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１２号
福岡市南区大橋４丁目13番６号
債務者　渕上　俊克
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１６号
福岡市東区和白４丁目11番７―401号
債務者　高木　妙佳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３３８号
福岡市東区若宮１丁目24番29―103号
債務者　中村　雅義
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部